

令和8年度 豊田市『支給奨学生』募集のしおり

本市では、経済的な理由で修学が困難な高校生等を対象とした「支給奨学金制度」を設けています。今年度から新たに中学3年生が対象に加わります。
令和8年度の「支給奨学生」の募集内容、申請手続等は、以下のとおりです。

- 1 新規募集予定人数 140人
2 奨学金の額 1人あたり月額8,000円（年額96,000円）

3 応募資格

次の項目の全てに該当すること。

- (1) 令和8年度に次のいずれかの学校に在学すること。

- ア 中学校（3年生に限る。）
- イ 義務教育学校の後期課程（中学3年生相当の学年に限る。）
- ウ 中等教育学校の前期課程（中学3年生相当の学年に限る。）
- エ 高等学校（専攻科及び別科を除く。）
- オ 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
- カ 高等専門学校（専攻科を除く。）
- キ 専修学校（修業年限が3年の高等課程に限る。）

- (2) 成績優秀であること。

- (3) 経済的な理由により修学困難であること。

※日本学生支援機構の給付型奨学金を受けている人は、対象となりません。

- (4) 奨学生の生計を維持する者（主たる生計維持者）が、申請時点で本市に1年以上居住していること。

- (5) 健全で品行方正であること。

4 申請手続

提出書類	① 奨学金支給申請書（様式第1号） ② 推薦書（様式第2号） ③ 成績証明書 ④ 家庭状況調書（様式第3号） ⑤ 代理権授与通知書（別添様式） ◆以下は該当する場合のみ ⑥ ④に記入した申請者及びご家族のうち、申請時において豊田市に住民登録がない者の住民票の写し（続柄の記載のあるもの） ⑦ ④に記入した生計維持者のうち、令和8年1月1日現在豊田市に住民登録がなかった者の令和7年分課税証明書 ※ 裏面「5 提出書類についての注意事項」を参照してください。
提出先	〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市教育委員会 教育政策課（豊田市役所東庁舎6階） ※ 上記以外（支所、出張所等）への提出はできません。
提出方法	必要書類を上記提出先に持参又は郵送で提出してください。 ※ 郵送の場合は、発送の記録が残る「特定記録」、「簡易書留」等をご利用ください。
提出期限	令和8年6月12日（金）まで ※ 郵送の場合は、令和8年6月12日（金）の消印まで有効です。 郵送は学校からではなく、申請者本人が提出期限までに郵送してください。

5 提出書類についての注意事項

チェック欄	書類名
□	① 奨学金支給申請書（様式第1号） ・記入例A（P. 6）にならって記入してください。
□	② 推薦書（様式第2号） ・在学している学校（学校長）に作成を依頼してください。
□	③ 成績証明書（学校所定様式） ・高校2年生以上の人…在学している学校に、 <u>入学時から申請時までの各教科の評定を記載した成績証明書の発行を依頼してください。</u> ・高校1年生の人 …卒業した中学校に、 <u>中学校3年間の各教科の評定を記載した成績証明書の発行を依頼してください。</u> ・中学3年生の人 …在学している学校に、 <u>入学時から申請時までの各教科の評定を記載した成績証明書の発行を依頼してください。</u>
□	④ 家庭状況調書（様式第3号） ・記入例B（P. 7）にならって記入してください。 ・「生計維持者」については、申請者の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれにあたります。 ・次の場合は、父母を生計維持者とします。 ア 父は単身赴任で別居しており、申請者は母と同居しているとき イ 父は働いているが、母は専業主婦で無収入であるとき ウ 申請者は父母の住んでいる実家を離れてアパート等で暮らしているとき ・次の場合は、父又は母のいずれかを生計維持者とします。 ア 父母の離婚等により、父又は母と申請者は別生計となっているとき イ 父又は母が意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができないとき ※必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。
□	⑤ 代理権授与通知書（別添様式） ・記入例C（P. 8）にならって記入してください。 ※この書類は、「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族の住民登録及び令和7年分所得を教育委員会が申請者に代わって調査させていただくための書類です。 注) ④「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族のうち、申請時に住民登録が豊田市以外にある方は、⑥の書類の提出が必要となります。→⑥へ ④「家庭状況調書」に記入した生計維持者のうち、令和8年1月1日現在住民登録が豊田市になかった方は、⑦の書類の提出が必要となります。→⑦へ
□ 該当がある場合のみ	⑥ 住民票の写し（続柄の記載のあるもの） ・住民登録のある市町村役場で取得してください。
□ 該当がある場合のみ	⑦ 令和7年分課税証明書 ・令和8年1月1日時点で住民登録があった市町村役場で取得してください。 ※市町村役場により、令和7年分課税証明書の交付開始日が異なりますのでご注意ください。

6 奨学生の決定

- ・提出書類に基づき、人物、学業成績、家計について豊田市奨学金審査委員会で審査・選考し、教育委員会が決定します。7月末頃に本人（本人が未成年の場合は主たる生計維持者を含む）及び学校に通知します。
- ・支給奨学金は、中学校等に在学する者においては、進学先の学校の正規の修業年限を修了するまで、高等学校等に在学する者においては、その学校の正規の修業年限を修了するまで、毎年申請できます。
- ・支給奨学生として採用された方は、毎学年、継続希望を確認します（別途通知）。継続希望者には必要書類を提出していただき、支給継続の可否について再度審査を行います。

7 奨学金の交付

- ・奨学金は1年単位で支給します。毎年8月末日までに1年間分を本人の口座へ振込みます。

8 その他

- ・提出期限までに適切に提出されない場合は受付できません。また、提出書類は一切返却しません。
- ・提出書類に不備があった場合は受付できないことがありますので、注意事項、記入例等をよく確認し提出してください。
- ・虚偽の申請等、不正な手段で奨学金を得ようとした場合は支給を受けることができません。また、支給後に不正が判明した場合は、支給を取り消すとともに、速やかに返還していただきます。
- ・支給後に奨学生の資格に該当しなくなった場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分以後の金額を返還していただきます。（例：年度の途中で主たる生計維持者が市外へ転出した場合、年度の途中で日本学生支援機構の給付型奨学金の受給が始まった場合など）
- ・中学校等又は高等学校等に入学後、別の学校に転校等をしている場合、前年度までの成績証明書が必要となるため、前籍校の成績証明書も提出いただくことがあります。
- ・高等学校等に在学する者においては、中学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から高等学校等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人が対象となります。

選考基準等について

1 人物について

推薦書（様式第2号）の「人物所見」欄への記載内容に基づき、奨学生としてふさわしい人物かどうかを判定します。

2 学業成績について

入学から申請時までの評定平均値（高校1年生の人は、中学校の3年間の評定平均値）が「（5段階評価で）おおむね3.0以上あること」を選考の基準とします。

3 家計について

生計維持者の算定基準額が「おおむね110,000円以下であること」を選考の基準とします。算定基準額の算出には、市町村民税課税標準額を用います。

●市町村民税課税標準額

市町村民税の所得割額を算出する基礎となる金額であり、収入や所得の情報から扶養控除等の所得控除を差し引いて算出します。

●市町村民税調整控除額

市町村民税と所得税における、人的控除額（基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額等の控除額）の差を調整するための控除です。

算定基準額の算出方法については、次のとおりです。なお、生計維持者が父母の場合は、父母の①の合計から②～④に該当するものを控除します。

【算定基準額の算出方法】

$$\begin{aligned}
 & \text{① (市町村民税課税標準額}^{\ast 1} \times 0.06 - \text{市町村民税調整控除額}^{\ast 2})^{\ast 3} \\
 & \quad - \text{② (多子控除)}^{\ast 4} \\
 & \quad - \text{③ (ひとり親控除)}^{\ast 4} \\
 & \quad - \text{④ (私立自宅外控除)}^{\ast 4} \\
 & \qquad \qquad \qquad = \quad \underline{\text{算定基準額}} \\
 & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \underline{\text{(おおむね110,000円以下であること)}}
 \end{aligned}$$

※1 扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（申請者の生年月日が1月2日～4月1日の早生まれ）は、生計維持者の内1人の課税標準額から33万円控除

※2 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除額に4分の3を乗じた額を使用

※3 ①の計算結果については、100円未満を切捨て

※4 控除額表

	内 容
多子控除	生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除 (例) 生計維持者が「申請者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人×40,000円=40,000円
ひとり親控除	ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除
私立自宅外控除	申請者が私立の学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除

(参考) 算定モデルケース

- ・世帯構成… 父、母、弟（中学生）、申請者（公立高校1年生）の4人
- ・課税標準額… 父1,855,000円（年収約470万円）、母0円（年収約105万円）

●各数値は…

- ・父の市町村民税調整控除額… 1,500円
- ・母の市町村民税調整控除額… 0円
- ・多子控除（非該当）… 0円
- ・ひとり親控除（非該当）… 0円
- ・私立自宅外控除（非該当）… 0円

●算定式に当てはめると…

$$\begin{aligned} & \textcircled{1} (\text{市町村民税課税標準額} \times 0.06 - \text{市町村民税調整控除額}) \\ & - \textcircled{2} (\text{多子控除}) \\ & - \textcircled{3} (\text{ひとり親控除}) \\ & - \textcircled{4} (\text{私立自宅外控除}) \\ & = \textcircled{1} \text{ 父} (1,855,000\text{円} \times 0.06 - 1,500\text{円}) + \text{母} (0\text{円}) \\ & - \textcircled{2} 0\text{円} - \textcircled{3} 0\text{円} - \textcircled{4} 0\text{円} \\ & = \underline{109,800\text{円}} \end{aligned}$$

(注)

- ・家族構成等により、各種控除の内容が異なるため、モデルケースと同様の結果にならない場合もあります。
- ・市町村民税課税標準額や市町村民税調整控除額については、住民票のある市町村の発行する課税証明書（市町村民税調整控除額の記載がない場合もあります）やマイナポータルを利用して、調べることができます。

豊田市支給奨学金についてのお問合せ

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市教育委員会 教育政策課（豊田市役所東庁舎6階）
電話（0565）34-6658（直通）

記入例A

様式第1号（第2条関係）

奨学金支給申請書

令和 8年 0月00日

豊田市教育委員会 様

提出日を記入

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。

整理番号()

申請者	フリガナ	トヨタ ジロウ		生年月日	平成00年0月0日
	氏名	豊田 二郎			
	住所	〒000-0000 豊田市00町0丁目0番地 00マンション000号 電話(0000) 00-0000			
現在籍校	名称	<input checked="" type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立		現在籍校の修業年限 3年	
		愛知県立00高等学校		(学部 普通科 1学年)	
	所在地	〒000-0000 豊田市00町0丁目0番地			
	入学年月日	00年 4月 1日			
履歴	学校名	学 歴			
	豊田市立00中学校	00年 3月 31日	卒業	在学	
	愛知県立00高等学校	00年 4月 1日	卒業	在学	
	大 学	年 月 日	卒業・在学		
主たる生計維持者 住所 〒000-0000 豊田市00町0丁目0番地 00マンション00号 氏名 豊田 太郎 電話(0000) 00-0000					
申請理由(奨学金を希望する理由等)					
奨学金を希望する理由を具体的に記入してください。				携帯電話をお持ちの方は、携帯電話の番号をご記入ください。	
区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続				

高等専門学校の場合は、5年

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 電話番号については、携帯電話等屋間に連絡ができる番号を記入してください。

備考

- 1 次に掲げる書類を添付して提出してください。
 - (1) 推薦書
 - (2) 成績証明書
 - (3) 家庭状況調書
 - (4) 生計維持者全員の課税証明書
 - (5) 世帯全員の住民票の写し
 - (6) 小論文(大学に在学する者が申請する場合に限る。)
- 2 教育委員会に対して所得及び住民票に係る公簿の閲覧及び証明書の受領に関する代理権を授与した場合は、上記の書類(4)「生計維持者全員の課税証明書」及び(5)「世帯全員の住民票の写し」の添付を省略することができます。ただし、豊田市以外の課税証明書は、各自で取り寄せる必要があります。

記入例B

様式第3号（第2条関係）

家 庭 状 況 調 書

注意 記入上の注意を読んでから記入してください。

申請者 (本人)	住所	豊田市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇マンション〇〇〇号				
	氏名	豊田 二郎				
生 計 維 持 者	続柄	氏 名	年齢	職業・勤務先	* 居住の区別	
	父	豊田 太郎	〇〇	会社員・(株)〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 同居・別居	
	母	豊田 花子	〇〇	パート・〇〇〇〇(株)	<input checked="" type="checkbox"/> 同居・別居	
生 計 維 持 者 の 子	続柄	氏 名	年齢	* 在学学校名	学年	* 通学別
	本人	豊田 二郎	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 国公立校 <input type="checkbox"/> 愛知県立〇〇高等学 校 <input type="checkbox"/> 私立	〇	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅・自宅外
	弟	豊田 三郎	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 〇〇中学校 私立	〇	/
				国公立 私立		/
				国公立 私立		/
				国公立 私立		/
				国公立 私立		/

記入上の注意

- 1 生計維持者は、父母がいる場合は原則として父母（2名）です。申請者との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。父母ともにいない場合は、申請者本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が生計維持者となり、そのような人がいない場合は申請者自身が生計維持者となります。
- 2 生計維持者の子には、生計維持者が扶養している親族であって、生計維持者よりも年長でもなく尊属でもない人を含みます。
- 3 *の欄は、該当するものを○で囲んでください。

記入例C

代理権授与通知書

(代理人) 豊田市教育委員会
(授権事項) 豊田市奨学金の申請に必要とする所得及び住民票に係る公簿の閲覧及び
証明書の受領に関すること。

上記の者を代理人と定め、所定の権限を授与したので通知します。

申請する本人も豊田市に
在住の場合は、自署又は記
名押印が必要です。

令和 8年 〇月〇〇日

委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

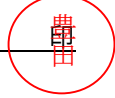
氏名 豊田 太郎



委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

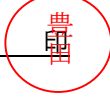
氏名 豊田 二郎



委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

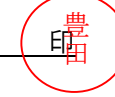
氏名 豊田 花子



委任者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇マンション〇〇〇号

氏名 豊田 三郎



委任者

住所

氏名

印

委任者

住所

氏名

印

委任者

住所

氏名

印

委任者

住所

氏名

印

ご注意

(1) この書類は、「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族の住民登録及び令和7年分所得を教育委員会が申請者に代わって調査させていただくための書類です。

「家庭状況調書」に記入した全員(本人を含む)の自署又は記名押印をしてください。ただし、(2)の両方に該当する方は不要です。

(2) 次の人については、この書類による調査ができませんので以下のようにご対応ください。

① 「家庭状況調書」に記入した申請者及びご家族のうち、申請時に豊田市以外に住民登録がある方は、住民登録のある市町村役場で住民票の写しを取得し、提出してください。

② 「家庭状況調書」に記入した生計維持者のうち、令和8年1月1日現在住民登録が豊田市になかった方は、令和8年1月1日現在住民登録のあった市町村役場で令和7年分課税証明書を取得し、提出してください。